

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども食堂又はフリースペースを実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域における子ども（おおむね18歳未満の者をいう。以下同じ。）の居場所づくり及び地域住民との交流の機会の確保（次条において「子どもの居場所づくり等」という。）を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 市内において、子どもの居場所づくり等に資するために子どもを対象として無料又は低額で食事の提供を行う事業（次号に該当するものを除く。）をいう。
- (2) フリースペース 市内の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）又は社会福祉住居施設（同法第68条の2第1項に規定する社会福祉住居施設をいう。以下同じ。）を会場として、夜間における子どもの居場所づくり等に資するために子どもを対象として無料又は低額で食事の提供を行う事業をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による大津市子ども食堂等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども食堂実施事業
- (2) フリースペース実施事業

2 補助事業は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市内において実施する事業であること。
- (2) 利用の対象者を特定の個人又は団体に限定して実施する事業でないこと。
- (3) 事業の実施に当たり、子どもの安全の確保及び提供する食品の衛生管理に配慮がなされていること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする事業でないこと。
- (5) 法令等又は公序良俗に反する事業でないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当するものが実施するものでないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 役員等（個人にあつてはその者を、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員であると認められるもの

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるもの

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 子ども食堂実施事業 次のいずれにも該当する団体であること。

ア 市内に住所又は活動の本拠地を有していること。

イ 組織及び運営に関する事項を会則、規約等により定めていること。

ウ 第7条第1項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の2月15日までに子ども食堂を3回以上開催する者であること。

(2) フリースペース実施事業 次のいずれにも該当する個人又は団体であること。

ア 当該フリースペースの会場となる社会福祉施設又は社会福祉住居施設の設置者（国又は地方公共団体を除く。）であること。

イ 申請年度の2月15日までにフリースペースを3回以上開催する者であること。

2 一の補助対象者が交付を受けることができる補助金の回数は、1の事業年度につき1回に限るものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び負担金とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から補助事業に係る収入を控除して得た額（当該額が50,000円を超えるときは、50,000円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請年度の2月15日までに子ども食堂又はフリースペースを6回以上、かつ、長期休暇期間（大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会

規則第6号)第3条第1号から第3号までに掲げる休業日をいう。以下同じ。)において子ども食堂又はフリースペースを3回以上開催する場合における補助金の額は、当該長期休暇期間における補助事業(市長が適当と認める回数分に係る補助事業に限る。)に係る補助対象経費から収入を控除した額(当該額が50,000円を超えるときは、50,000円)に前項の額を加えた額とする。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第1号の2)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 子ども食堂実施事業にあつては、団体の会則若しくは規約又はこれらに準じるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(補助事業の内容を変更する場合に限る。)

(2) 変更後の収支予算書（補助事業の内容を変更する場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（承認通知書等）

第 1 1 条 規則第 1 3 条第 2 項の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第 8 号）若しくは大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号）又は大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 0 号）若しくは大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 1 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 1 2 条 規則第 1 4 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業実績報告書（様式第 1 2 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助事業の実施状況が確認できる写真、資料等

(4) 領収書（経費の内訳の明細が確認できるものに限る。）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項に規定する書類は、補助事業の完了した日から起算して 1 月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 1 5 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第 1 3 条 規則第 1 5 条の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金確定通知書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 1 4 条 規則第 1 8 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付請求書（様式第 1 4 号）とする。

2 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通帳の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（一括又は分割による交付請求書）

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金事前交付請求書（様式第15号）とする。

2 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通帳の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（取消通知書）

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市子ども食堂等支援事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所 〒
大津市
団体名
代表者
担当者
連絡先

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市子ども食堂等支援事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助金	
補助事業の目的及び内容		
補助事業の経費所要額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
交 付 申 請 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
補助事業の着手予定年月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日
添 付 書 類	(1) 誓約書（様式第 1 号の 2） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体の会則、規約又はこれに準じるもの（子ども食堂 実施事業の場合に限る。）	

誓約書

大津市子ども食堂等支援事業費補助金の申請に当たって、申請に係る事業が次に掲げる事項に該当し、申請書及び添付書類の内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 事業の実施に当たり、子どもの安全の確保及び提供する食品の衛生管理に配慮がなされていること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする事業でないこと。
- (3) 法令等その他公序良俗に反する事業でないこと。
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当するものが実施するものでないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 役員等（個人にあつてはその者を、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員であると認められるもの

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるもの

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所
団体名
氏 名

㊞

大津市子ども食堂等支援事業費補助金

事業計画書

【 基本分 ・ 長期休暇加算分 】

実施団体名	
活動名 (食堂名・フリー スペース名)	
事業計画	
主な事業実施場所	会 場 名 : 会場住所 :
対象地域・対象者	対象地域 : 対 象 者 :
活動内容	※3回以上活動することが条件となっています。 ※別紙を添付いただくことも可能です。 ※「内容」には、食事・勉強・遊びなどの活動内容を記入してください。 <1回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 : <2回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 : <3回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 :

大津市子ども食堂等支援事業費補助金

収支予算書

【 基本分 ・ 長期休暇加算分 】

支出

(単位:円)

科目	金額	内訳	備考
需要費			主に子ども等に提供するための食材費や消耗品費
使用料・賃借料			活動に係る会場の使用料
報償費			講師等への謝礼(スタッフへの謝礼は対象外)
旅費・交通費			講師等の交通費(スタッフの交通費は対象外)
印刷製本費			活動の周知に係るチラシ等の印刷代
役務費			郵送料、手数料等
その他			
合計 ①			

収入

(単位:円)

科目	金額	内訳	備考
事業収入			参加費等
寄付金等			
その他			
合計 ②			

補助金申請額 (①－②)

円

※申請額の上限は5万円です。①－②が5万円を超える場合は「50,000円」としてください。

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助金	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。	
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業の内容等を変更する場合は、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は実施が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金の交付決定を受けた事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、大津市子ども食堂等支援事業費補助事業実績報告書を提出すること。	

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり	
交 付 申 請 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由		

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
取 消 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
取消後の交付決定金額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
取 消 し を し た 理 由		

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容		
変 更 を し た 理 由		

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所
団体名
代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容		
変 更 す る 理 由		
変更後の交付申請金額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
変 更 の 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書	

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所
団体名
代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
変 更 し た 承 認 内 容		
変更後の交付決定金額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
承 認 年 月 日	年 月 日	

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市子ども食堂等支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住 所 〒
大津市
団体名
代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助金	
補助事業の着手予定年月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （補助対象金額）	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 事業の実施状況が確認できる写真・資料等 (4) 領収書（経費の内訳の明細が確認できるものに限る。） の写し	

大津市子ども食堂等支援事業費補助金

事業報告書

【 基本分 ・ 長期休暇加算分 】

実施団体名	
活動名 (食堂名・フリー スペース名)	
事業実績	
主な事業実施場所	会 場 名 : 会場住所 :
対象地域・対象者	対象地域 : 対 象 者 :
活動内容	※3回以上活動することが条件となっています。 ※別紙を添付いただくことも可能です。 ※「内容」には、食事・勉強・遊びなどの活動内容を記入してください。 <1回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 : <2回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 : <3回目> 日 時 : 場 所 : 参加者 : 子ども (人)、 スタッフ (人)、ボランティア (人)、 スタッフ・ボランティア以外の大人 (人) 内 容 :

大津市子ども食堂等支援事業費補助金

収支決算書

【 基本分 ・ 長期休暇加算分 】

支出

(単位: 円)

科目	金額	内訳	備考
需要費			主に子ども等に提供するための食材費や消耗品費
使用料・賃借料			活動に係る会場の使用料
報償費			講師等への謝礼(スタッフへの謝礼は対象外)
旅費・交通費			講師等の交通費(スタッフの交通費は対象外)
印刷製本費			活動の周知に係るチラシ等の印刷代
役務費			郵送代、手数料等
その他			
合計 ①			

収入

(単位: 円)

科目	金額	内訳	備考
事業収入			参加費等
寄付金等			
大津市補助金			
その他			
合計 ②			

収入合計－支出合計 (②－①)

円

※上記がプラスの数値になる場合は、補助金の返還が必要です。

大津市子ども食堂等支援事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
交 付 確 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所
団体名
代表者

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度			
補 助 事 業 の 名 称		大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 確 定 金 額		基 本 分	円
		長期休暇加算分	円
交 付 請 求 金 額		円	
振 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店 出張所 代理店
	預 金 種 目	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		
添 付 書 類		通帳の写し	

大津市子ども食堂等支援事業費補助金事前交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所
団体名
代表者

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度			
補 助 事 業 の 名 称		大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 決 定 金 額		基 本 分	円
		長期休暇加算分	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
交 付 請 求 金 額		円	
振 込 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店 出張所 代理店
	預 金 種 目	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		
添 付 書 類		通帳の写し	

大津市子ども食堂等支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	基 本 分	円
	長 期 休 暇 加 算 分	円
取 消 金 額	基 本 分	円
	長 期 休 暇 加 算 分	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	基 本 分	円
	長 期 休 暇 加 算 分	円
取 消 し を し た 理 由		

大津市子ども食堂等支援事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市子ども食堂等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円	
返 還 理 由		
返 還 期 限	年 月 日まで	
補 助 年 度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市子ども食堂等支援事業費補助事業	
交 付 決 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日	
交 付 確 定 金 額	基 本 分	円
	長期休暇加算分	円